## 公立大学法人和歌山県立医科大学教育研究審議会規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第42号 最終改正 令和3年4月1日和医大規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第77条第3項及び公立大学法人和歌山県立医科大学定款第21条第1項の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「法人」という。)教育研究審議会(以下「教育研究審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 教育研究審議会は、次に掲げる委員18人以内で構成する。
  - (1) 学長となる理事長
  - (2) 副理事長
  - (3) 理事長が指名する理事
  - (4) 副学長(教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。)のうち、 理事長が指名する者
  - (5) 学部長
  - (6) 教育研究上の重要な組織の長のうち、理事長が指名する者
  - (7) 教育研究審議会が定めるところにより理事長が指名する職員
  - (8) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究審議会の意見を聴いて理事長が任命するもの
- 2 前項第7号及び第8号の委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、また、別途新たに委員を任用したときは、3年以内の間において別に定めるものとする。

(審議事項等)

- 第3条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)
  - (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)
  - (3) 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
  - (4) 教員人事に関する事項
  - (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
  - (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な事項
  - (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
  - (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
  - (9) その他大学の教育研究に関する重要事項
- 2 教育研究審議会は、前項各号の審議事項のうち、法人の経営に深く関係するものについては、経営審議会に意見を求めることができる。

- 3 教育研究審議会は、次の第1号に定める事項にあっては理事会に対して、第2号に定める事項にあっては理事会及び経営審議会に対して、それぞれ意見を述べることができる。
- (1) 学部、研究科、学科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (2) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (会議の運営)
- 第4条 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。 (委員以外の出席)
- 第5条 議長は、必要に応じ、委員以外の者を教育研究審議会に出席させることができる。 (会議の成立要件)
- 第6条 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。 (会議の議決要件)
- 第7条 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

(会議録の作成)

第8条 教育研究審議会の議事録は事務局で作成し、保管する。

(会議の事務)

第9条 教育研究審議会に関する事務は、総務課で行う。ただし、教員の懲戒処分に関する 事務は、危機対策室で行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定める。

附則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成28年6月10日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。